資料５－１

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例の制定について（報告）

若葉区を中心として多数の再生資源物（金属スクラップ等）の堆積場からの火災の発生、操業にかかる騒音・振動及び堆積物の崩落のおそれ等に関する苦情が市民から寄せられている状況でした。

この再生資源物は有価物として収集され、廃棄物処理法が適用されず、直接規制する法令がなかったため、令和３年１０月４日付けで「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定し、１１月１日に一部施行、令和４年５月１日から罰則が適用され完全施行となりました。

この条例では、金属スクラップ等の再生資源物の屋外保管を行う者が守るべき義務等必要な事項を定め、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生を防止し、又は軽減することで、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。

１　条例の対象となる再生資源物

使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの及びこれらの混合物

例　鉄スクラップ　　鉄筋、鉄骨など
　　銅スクラップ　　電線、配電盤など
　　雑品スクラップ（金属スクラップにプラスチックやガラスなどの他の材質が付着したもの）水道メーター、廃家電、モーターなど

２　条例の概要

（１）立地基準・保管基準を定めた許可制の導入等

新たに屋外保管事業場を設置する際は、市の許可取得を要する。

許可の有効期間を５年間とし、更新制とします。

ア　立地基準の設定住宅等の敷地から１００ｍ以上離れた土地に設置すること

イ　保管基準の設定　　：

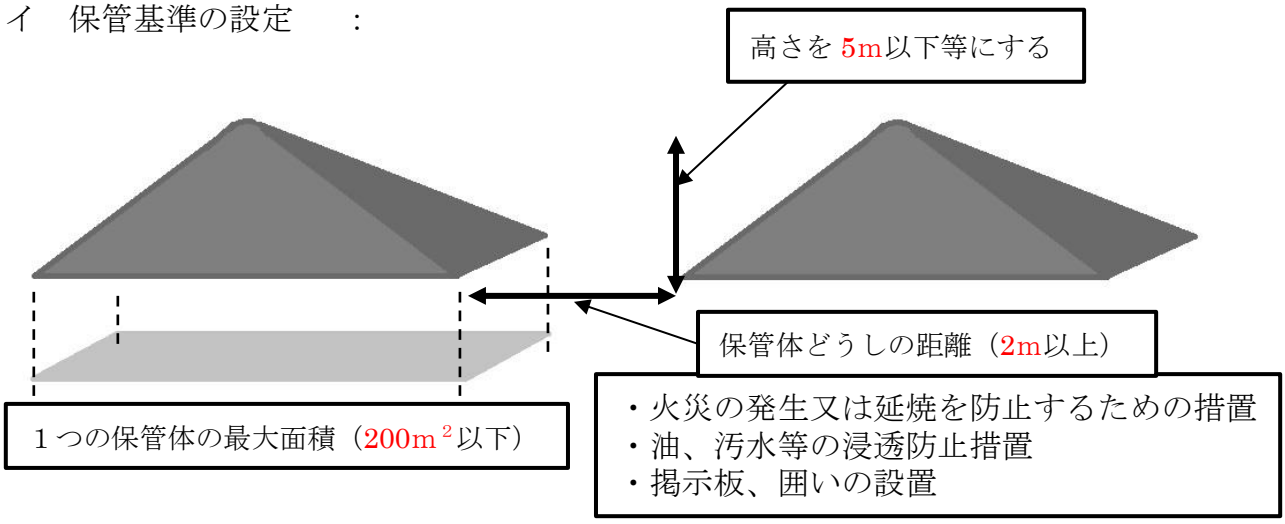

ウ　説明会の開催：周辺 300m 以内の居住者等に対する説明会の開催を義務化

（２）再生資源物を屋外保管する者に対する市長の権限
　報告の徴収、立入検査、義務違反に対する勧告・命令、
　事故時に必要な措置を講ずる命令、停止及び許可の取消し

（３）罰則
・無許可での屋外保管事業場の設置・変更、命令違反等に対し、
　「１年以下の懲役 又は １００万円以下の罰金」などを規定

（４）土地所有者の責務
・屋外保管事業場用に譲渡又は使用させる際、支障のないものであることを確認しなければなりません。
・当該土地に設置された屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければなりません。

３　既存事業者への対応

施行日時点で100m^{2}より広い再生資源物の屋外保管事業場を設置している事業者は、施行日の１１月１日に許可を受けたこととみなされます。

立地基準は適用されませんが、保管基準は新規許可事業場と同様に適用されるため、立入検査により保管基準の適合状況を確認し、不適合の場合は改善指導を行っています。